

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の届出に係る事項を変更しようとする旨届出があった。

令和3年8月10日

県南広域振興局長 佐々木 隆

1 届出事項の概要

(1) 届出者の氏名又は名称

ア 株式会社マイヤ

イ 株式会社薬王堂

(2) 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパーマーケットマイヤ水沢店及び薬王堂水沢店 奥州市水沢八反町10番地1ほか

(3) 変更しようとする事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(4) 変更する年月日 令和3年7月29日

(5) 変更の理由 消費者の生活態様及び利便性を考慮したため

2 届出年月日 令和3年7月28日

3 縦覧場所 県南広域振興局経営企画部及び奥州市役所